

さくら市農業委員会総会議事録（令和2年10月定例総会）

1. 開催日時 令和2年10月23日（金）午後1時30分から午後3時05分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	1番	小池 利一
	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 非農地証明願について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 野中 剛
 係長 大山 昌良
 主査 檜原 史郎
 主事 石原 宏哉

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。秋の作業もひとだんらくつきつつあるということで少しはホッとできるかなという所だと思うんですが、そんな中本日は大変ありがとうございます。</p> <p>今日はですね、うれしい話から始めていきたいと思います。皆さんの所にも新聞の切り抜きが配られているんですけどもこのような形でさくら市農業委員会が最優秀賞を受賞いたしました。最優秀ということですので栃木県の農業委員会の中で一番ということ。部門は、農業者年金加入推進活動ということ。今回の表彰は令和元年分ですが3名の目標に対して267パーセント達成の8名ということで県内ダントツです。さらに3か年でも目標があるんですがその3か年の目標でも今のところトップという状態です。これもですね、優秀な事務局員の皆さんとそれから優秀な事務局が力を発揮できる場をしっかりとつくってくれた農業委員そして推進委員の皆さんの努力のたまものだと思っております。本当におめでとうございます。それで、このことで一つ付け加えさせていただきたいのは今回の最優秀の受賞にはMVPといってもいい方がいるんです。それは誰かと言いますと事務局の石原さんです。今回の実績の8名、さらには3か年の15名のほとんど若しくはすべてにおいて石原さんの大きな功績がありました。県内でも大変注目されておりますし、今県内の農業者年金加入では一番輝いている事務局員ということですので皆さん機会があったら是非石原さんにねぎらいと称賛の言</p>

		<p>葉をかけていただきたいと思います。</p> <p>それから今日の総会に先立ちまして皆さんに一つだけお願いしておきたいことがあります。私も大変反省しているんですけども新型コロナの関係でどの会議もそうなんですけど余計な意見を言わないで少しでも早く終わりにしましょうと、そういう雰囲気というのが醸成されてしまったなと感じております。時期的にそういうことも必要であることは間違いないんですが度が過ぎますと悪影響も出てくるなと感じております。やはり議論が必要な時にはそこは割り切ってしっかりと話し合いをするということが大切だと思いますのでその辺割り切ってやっていくようにしたいと考えておりますので皆さんもそのような心づもりで今日それからこれからの総会に臨んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それではただ今からさくら市農業委員会10月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第2号が1件でございます。後ほど担当の委員より説明がありますので皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に第2調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
7番	小菅	<p>本日9時30分より全員出席のもと書類審査並びに現地調査を行いました。案件といたしましては第1号議案が1件、第3号議案が7件、第4号議案4件、計12件でございます。後ほど担当委員から説明がありますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に第3調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>

1 番	小池	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第2号2件、議案第3号4件、合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	次に第4調査会委員長の報告をお願いいたします。
6 番	片岡	本日午前9時35分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたして議案第1号が1件、議案第2号が1件、議案第3号が1件、議案第5号が1件です。合わせて4件になります。後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。10番の加藤幸治委員、11番の関誠委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	議案に入る前に議案書の訂正をお願いしたいと思います。議案第3号の番号7番になります。譲渡人の住所が葛城になっておりますが喜連川の誤りですので訂正願います。 それでは議案の説明に入ります。 (議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
10 番	加藤	案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 願い出地は昭和56年8月より住宅敷地の一部として39年間使用して現在に至っております。また、西側隣接土地は一般住宅建築のため農地法第5条の許可を受けており農地への復元が著しく困難であります。なお、9月18日に農振除外許可済みでございます。本日の調査会におきまして内容を確認したうえで地

		区推進委員と現地調査を行いました但問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願ひいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。) <p>なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でない」と認められるものに該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
16番	小林	案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) <p>申請内容としては事務局から説明があったとおりです。10月の15日に農地利用最適化推進委員同行のもと現地調査、本日の調査会で書類審査及び現地調査の結果どちらとも問題ございませんでした。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願ひいたします。
		【異議なしの声あり】

議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
19番	石田	<p>案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係であり何ら問題はないと思います。 皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第2号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	石原	<p>(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
17番	七久保	<p>案内図2-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>今回の申請は農地を買い取り経営規模の拡大をしようとするものです。10月15日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無ら問題なしと判断いたしております。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第2号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

1 番	小池	<p>案内図 2-3 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者はここでドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、バナナ、レモン等をつくっております。申請地のほうに花をつくるという形でハウスがあります。18日の最適化推進委員との現地調査、並びに本日の現地調査におきましても何ら問題がないということですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第2号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第2号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
8 番	小林	<p>案内図 2-4 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人と譲渡人は隣近所でございますけれども規模拡大ということで先ほど事務局の説明のとおり要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第2号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号4番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。 議案第3号番号1番から番号2番の2件についてはいずれの件も上阿久津台地土地区画整理事業地内における所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第3号 番号1番から番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号1番から番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、いずれも土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
3番	小林	<p>3-1、3-2両案件とも上阿久津台地土地区画整理地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。 申請地はいずれも譲渡人である〇〇株式会社が建売分譲を目的として農地法第5条の規定による許可を受けた土地でございます。今回の案件は〇〇株式会社から建売住宅の購入を予定している譲受人への所有権移転のための案件でございます。許可することは問題ないと判断をいたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号1番から番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番から番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号3番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する」区域ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
7番	小菅	<p>案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この案件は、有限会社〇〇が△△さんから農地を売買で購入し建売住宅を建てる案件でございます。 転用行為の必要性、付近は大型商業施設もあり生活環境に恵まれた宅地化が進んでいる地域でございます。住環境に恵まれた良質な住宅を新たに提供するために建売住宅販売事業を行いたいということでございます。 土地の選定理由、国道293に近く大規模商業施設も付近にあり、また、水道、下水道が整備されている等の理由により住宅地として最適な場所と判断したためでございます。 土地利用計画、専用住宅を3棟建築します。水道は市営の水道、汚水は公共下水道を利用し雨水は道路に浸透側溝を設置して地下に浸透させます。入り口は市道U1063号線を利用します。具体的な土地利用面積は宅地1が225.50㎡、宅地2が21</p>

		<p>5. 22㎡、宅地3が215.83㎡、計656.55㎡、また、道路318.52㎡となります。</p> <p>資金計画、土地取得費、造成費、建築費、諸経費等合わせて5900万円、すべて自己資金にて賄います。残高証明もついております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、土砂雨水の流出を防ぐためL型擁壁等を設置します。周囲の状況は東側が宅地、西側が宅地、南側が道路、北側が農地となっていますので周囲に被害のないように施行しますということです。</p> <p>10月の15日に地元の推進委員とまた本日午前中に調査会にて現地調査を行いました。問題は無いという結論に達しております。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、市役所から半径1キロメートル以内の地域で、宅地化率が40%を超えている区域ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
7番	小菅	<p>案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p>

		<p>この案件は先ほどの案件と同じく有限会社〇〇が△△さんより売買によって農地を取得し駐車場に転用する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性、申請地付近は大型商業施設の進出により宅地化が進んできておりますが貸駐車場が少なく需要が見込める土地でありますので貸駐車場として利用したいということでございます。</p> <p>土地の選定理由、住宅が多く需要が見込めるが付近に貸駐車場が少ないことから最適な場所と判断いたしました。</p> <p>土地利用計画、敷地内を砂利敷きとして駐車場8台分を設置します。雨水は敷地内で地下に浸透させます。</p> <p>資金計画、土地取得費、造成費、諸経費すべて合わせて370万円、すべて自己資金で賄います。残高証明もついております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策、周囲は東側が農地、西側が農地、南側が望地、北側が農地となっておりますが先ほどの案件で南側は転用がなされることになっております。周囲に被害がないように施行いたしますということでございます。この案件も15日に地元の推進委員と、また、本日午前中に調査会で現地調査を行いました。特に問題はないという結論に至りました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので、</p>

		<p>第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
3番	小林	<p>この案件も上阿久津土地区画整理地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は使用貸借権設定のための案件でございます。転用目的は一般住宅敷地でございます。申請人は現在〇〇市のアパートに住んでおりますが将来のことを考え住宅を建築したいと思い住み慣れた近隣で一戸建てや分譲地を探しておりました。妻の両親に相談したところ父の所有している土地を貸してもらえということになりましたので今回の申請となりました。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、リバーサイドきぬの里としてさくら市が宅地化を推奨している住宅需要の高い地域でこの土地を選定をいたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、一般住宅1棟、木造平屋建て、給水については市の上水道、生活雑排水等は市の公共下水道に接続をいたします。雨水につきましては敷地内で浸透と考えております。周辺農地に被害を及ぼさないように農地に面する西及び南側にブロック塀を設置し土砂等の流出がないように配慮いたします。</p> <p>資金計画といたしましては、建築費、造成費、諸経費合わせまして3435万円でございます。全額借入金を考えております。金融機関からの融資証明書が添付されております。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
7番	小菅	<p>案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は有限会社〇〇が△△さんから売買によって農地を取得し資材置場を建設する案件でございます。譲受人は建設業を営んでおり現在所有する資材置場が砂利や資材で一杯になっております。業務拡大で受注が増えたことにより車両・重機・資材等を保管する場所がさらに必要になりました。</p> <p>転用行為の必要性、業務拡大で受注が増えたこと。また、リースしている多数の重機の置場を確保するため既存の資材置場のほかに約1600㎡程度の置場が必要であると考えられます。</p> <p>土地の選定理由、譲受人の事業所が申請地の近隣にあり、機能的で効率の良い作業ができます。ということで選定いたしました。</p> <p>土地利用計画、当申請地には車両・建設重機置場、砂利・碎石置場を配置します。搬入・搬出路については申請地の北側と南側の市道に乗入口を設置いたします。申請地の周囲はコンクリート製品により土留をし、雨水が隣地に流出せず敷地内に浸透するようにいたします。隣接する農地及び水路に被害を及ぼさないように注意いたします。雑排水は発生いたしませんので周辺農地及び農業排水施設に害を与えることはありません。東側は宅地及び農地、西側が宅地、南側が道路、北側が道路と水路になっております。</p>

		<p>資金計画ですが、用地取得費・造成費・付帯工事費・事務費すべて合わせて1000万円、全額自己資金にて賄います。残高証明もついております。</p> <p>今月の15日に地元推進委員と、また、本日の午前中に調査会において現地確認を行いました。特に問題はないという結論に至りました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第3号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号7番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
17番	七久保	<p>案内図3-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本案件は〇〇市にある総合建設業の△△株式会社が農地を買い上げ太陽光発電施設を設置する農地転用です。</p> <p>土地の選定理由ですが、周囲農地への影響のないこと及び日照条件等を考慮して選定いたしました。</p> <p>土地利用計画ですが、太陽光パネル324枚を設置し発電出力49.5キロワットを得ようとするものです。敷地外周にはフェ</p>

		<p>ンスを設置いたします。取水排水はございません。雨水につきましては砂利敷きといたしますので敷地内浸透処理といたします。</p> <p>資金計画ですが、ソーラー施設等設置工事費1286万4000円、土地取得費60万円、諸経費88万6000円、合計1435万円を予定しておりますが、全額自己資金にて対応いたします。金融機関の残高証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、北側、西側は高低差約7mの土地、南側は道路、北側は宅地であり、また、ソーラーパネルは低い位置に設置いたしますので日照通風等周囲への被害はないと考えます。</p> <p>10月15日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無ら問題ないと判断いたしております。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号7番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号8番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約6.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

19番

石田

案内図3-8をご覧ください。(申請の場所を説明する。)

転用行為の必要性、当社は新エネルギーにおける太陽光発電事業を主に、建築用各種資材の販売及び住宅の設計施工を行っております。太陽光発電設備による電力は東京電力に20年間全量売電する予定です。現在、経済産業省に発電設備の認定が完了し、東京電力とは立地確認済みです。

規模の妥当性、パネル設置面積2690㎡、パネル間隔面積1906㎡、隣接地境界間面積525㎡、キューピクル設置及び出入口面積135㎡、申請面積5443㎡に対して設備の必要面積は5256㎡になりますので妥当と思われます。

土地選定理由、申請地は形状が平坦で日照をさえぎる立木等がなく、また、近隣に送電することができることが条件となってきます。一方当社は所有する土地がないことから事業敷地に必要な条件を設定し、まずは非農地を優先的に検討しました。しかしながら、非農地については条件が満たせなかったり所有者の了解を得られなかったことからやむを得ず農地を選定することになりました。また、土地の選定にあたって当社の近隣を検討してまいりましたが適地がなく別添「選定経過書」のとおり複数の候補地を検討することとしました。また、所有者の意向として労力的にも耕作が困難な農地の利用を当社に対して協力的なこともあり、これらの諸条件を考慮し申請地が最適と選定いたしました。

土地利用計画、申請地には高圧発電所を1か所設置し、発電パネル1638枚を取り付け、最大発電出力409.5kWを設置します。太陽光発電用大容量パワコンシステム500kWを1基設置します。点検等の進入路については南側道路から出入りします。土地の整地については重機による転圧を行い、周囲には高さ1.5mのフェンスを設置し防犯対策を図ります。太陽光発電設備に伴う経済産業省の設備認定は平成27年2月13日に、東京電力との電力受給契約につきましては平成27年3月24日に取得しております。

資金調達は自己資金2916万5410円、支出は太陽光発電設備費2702万7000円、フェンス工事費203万8410円、土地造成費10万円、計2916万5410円です。

周辺農地への被害防除対策、東側が雑種地、西側が山林、南側が道路、北側が山林になり申請地は平坦ですが周囲に土砂・雨水が流出することがないよう周囲の土地と高低差を設けないよう設置します。太陽光発電施設であるため特に被害防除対策の必要

		<p>はないものと思われます。草刈は毎年定期的に5月、8月、10月の3回、除草剤は4月、11月の2回の散布により土地を管理し転用に際しましては十分注意いたします。</p> <p>他法令の状況、景観計画区域内行為事前協議書及び事業概要書は提出済みです。教育委員会の埋蔵文化財は協議済みです。</p> <p>雨水については現況の土地に設置するためおおむね自然浸透となりますが、土砂等が流れないように整地しますので、周囲に被害はないと思われます。給水排水はございません。公害もすべてないものと思われます。10月15日に推進委員と申請地を見てまいりましたが何ら問題はないとのことでした。本日現地調査を行いまして皆様も何ら問題ないと思われるということですので皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。議案第3号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号8番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号9番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約4.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
12番	千野根	<p>案内図3-9をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p>

		<p>本申請は株式会社〇〇が地上権設定により太陽光発電として設置する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性和土地の選定理由ですが、前の案件とほとんど同じでありますので省略させていただきます。</p> <p>土地利用計画ですが、総面積で4272㎡、高圧発電所を1か所設置します。発電パネルが1197枚、最大発電出力が299.25kW、発電用大容量パワコンシステム250kWを1基設置します。進入路につきましては南側から進入します。土地の整地については重機による転圧を行い周囲には高さ1.5mのフェンスを設置し防犯対策を行います。</p> <p>資金計画ですが、総額で2172万3910円、全額自己資金で賄います。残高証明書が添付されています。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、周囲は東・南側は道路、西側・北側は雑種地になっています。申請地は平坦で土砂・雨水が流出することがないように土地の高低差を設けないよう設置いたします。周辺にフェンスを張り定期巡回を行い被害の発生に注意いたします。</p> <p>先日18日に最適化推進委員と、また、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。議案第3号番号9番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号9番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号10番について朗読して説明する。)</p>

		<p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがあるが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存施設の拡張（既存施設面積の2分の1以下）」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
11番	関	<p>案内図3-10をご覧ください。（申請の場所を説明する。）</p> <p>譲受人の〇〇さんが売買により駐車場として転用する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性、土地の選定理由ですが、譲受人の〇〇さんは各種車両の整備・点検・車検及び新・中古車の販売等を営んでおります。このたび国道293号線の拡幅工事計画に伴いまして整備工場等の敷地が手狭となります。車両の乗入れ・駐車等に支障をきたすことになるため手狭になる敷地を補うのに最適地として隣接する当該申請地を選定したものであります。</p> <p>土地利用計画につきましては、敷地面積237㎡に車10台分の駐車場を確保するものであります。取水・排水はありません。雨水処理は敷地内にて浸透処理となっております。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費300万円、すべて自己資金にて賄います。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、東側が畑、西側は宅地、南側は水路を挟んで田、北側は道路拡幅予定地となります。畑との境につきましては大谷石等を設置するため農地への影響は軽微であると考えます。</p> <p>過日推進委員との現地調査及び本日の調査会により現地調査を行いました。特に問題はないと判断しております。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号10番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号10番については、原案どおり承認されました。</p> <p>ここで、2時50分まで暫時休憩にしたいと思います。</p> <p>(午後2時40分から午後2時50分までの間休憩)</p>
議長	齋藤	<p>それでは会議を再開したいと思います。</p> <p>議案第3号番号11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号11番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1番	小池	<p>案内図3-11をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者の〇〇は□□に居住する会社員です。</p> <p>土地の選定理由は、申請地は日照も良好で平坦地、計画上の敷地面積も確保され道路に接道し維持管理も容易であるため選定いたしました。</p> <p>土地利用計画は、申請地に太陽光パネル216枚を設置し、49.5kWの発電量、年間発電量は96491kWを確保しようとするものであります。施設周辺は高さ1.2mのフェンスで囲みます。施設内は整地して雨水は自然浸透とします。雑草対策として申請地全面に耐用年数20年の防草シートを設置します。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費1630万261円は全額借入金にて行います。融資証明書が添付されております。</p> <p>周辺農地への影響でございますが、本日の調査会及び18日の推進委員との現地調査とも問題はないと判断しております。以上のような状況でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい</p>

		たします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第3号番号11番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号番号11番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号12番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第3号番号12番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
1番	小池	案内図3-12をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 先ほどの議案第3号番号11番の太陽光発電の進入路として一時転用で1か月間借入れをしたいというような形でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第3号番号12番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号12番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和2年度 第7号 公告予定年月日は令和2年10月30日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規2件、再設定8件、農地中間管理権取得が1件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第4号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>資料は別冊となります。</p> <p>農用地区域変更明細に記載がございます。除外が1件であります。</p> <p>それでは、番号1番についてご説明いたします。(議案第5号番号1番について朗読して説明する。)</p>

		<p>案内図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>対象地は、周囲を、東が雑種地、西が田、南が田、北が道路で囲まれた土地であります。こちらの土地につきましては、平成30年3月23日の定例会において、非農地である判断がなされ、既に、本人、関係機関あてにその旨通知がなされております。</p> <p>今回本申請に至った経緯は、所有者が、対象地において、太陽光発電設備の導入を検討しており土地について相談があったことから、現状を確認したところ、非農地判断がされており、農振農用地域内にあることが判明したことによるものです。</p> <p>【農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について】という平成12年4月1日付農林水産省構造改善局長通知の第16の2の(1)の①のウにおいて農用地区域内の農地であっても非農地判断され得ることを前提に、その場合の留意事項が規定されているところであり、農用地区域内であっても非農地判断は行うものであるとされていることから、当時非農地として判断し、通知をしていることは、適正であり、問題はありません。</p> <p>この度、太陽光発電設備の設置を検討するにあたり、原則太陽光発電設備を設置する際は、農振農用地である場合、除外をする必要があり、過去に非農地判断された土地について農振農用地から除外したいとの申出から議案に上程されております。</p> <p>対象地は、すでに非農地と判断され、山林となっております。同通知の第16の2(1)のウのaにある【農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障が及ぶおそれがない土地】については、農振農用地域から除外しても差し支えないとされており、こちらに該当すると思われることから、農振農用地域から除外することは問題ないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の意見を求めます。
13番	柴山	9月に推進委員と現地を見まして、今日も見てきたんですけど現況は今、藤が生い茂っていて農地にはふさわしくないと感じました。以上でございます。
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長

齋藤

異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。
議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

齋藤

全員挙手ですので、議案第5号番号1番は、原案どおり承認されました。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号4番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号3番についてはお目通しを願います。

以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。

さくら市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午後3時05分閉会)